

芦屋市情報公開条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(公文書の公開義務)</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、公文書を公開しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ウ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>エ <u>独立行政法人等、市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業</u>に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>	<p>(公文書の公開義務)</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、公文書を公開しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ウ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>エ <u>市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業</u>に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>

改正案	現 行
<p>(6)・(7) (省略)</p> <p>(不服申立て)</p> <p>第16条 (省略)</p> <p>2 前項の規定による不服申立てがあった場合は、市長又は実施機関（この項において議会を除く。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）第2条に規定する芦屋市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てについての裁決又は決定をしなければならない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び次条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</p> <p>3・4 (省略)</p>	<p>(6)・(7) (省略)</p> <p>(不服申立て)</p> <p>第16条 (省略)</p> <p>2 前項の規定による不服申立てがあった場合は、市長又は実施機関（この項において議会を除く。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）第2条に規定する芦屋市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てについての裁決又は決定をしなければならない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第17条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</p> <p>3・4 (省略)</p>

芦屋市個人情報保護条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第19条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ウ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>エ <u>独立行政法人等、市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業</u>に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p> <p>(7)・(8) (省略)</p>	<p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第19条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ウ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>エ <u>市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業</u>に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p> <p>(7)・(8) (省略)</p>

芦屋国際文化住宅都市下水道事業受益者負担に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(受益者)</p> <p>第2条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域（以下「排水区域」という。）内に存する土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権<u>又は使用賃借若しくは賃貸借</u>による権利（一時使用のために設定された地上権<u>又は使用賃借若しくは賃貸借</u>による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となつている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主<u>又は賃借人</u>をいう。</p> <p>2 市長は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が<u>行われた</u>場合において必要があると認めるときは、換地処分が<u>行われた</u>ものとみなして、前項の受益者を定めることができる。</p> <p>(負担区の決定等)</p> <p>第3条 (省略)</p> <p>2 市長は、前項の規定により負担区を定めたときは、当該負担区の名称、区域<u>及び</u>地積を公告しなければならない。</p> <p>(負担区の事業費の額)</p> <p>第4条 負担区の事業費の額は、次に掲げる費用の額の合計額とする。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(各受益者の負担金の額)</p> <p>第6条 受益者が負担する負担金の額は、負担区の負担金の総額を当該</p>	<p>(受益者)</p> <p>第2条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域（以下「排水区域」という。）内に存する土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権<u>または使用賃借</u>もしくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権<u>または使用賃借</u>もしくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となつている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主<u>または賃借人</u>をいう。</p> <p>2 市長は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が<u>行なわれた</u>場合において必要があると認めるときは、換地処分が<u>行なわれた</u>ものとみなして、前項の受益者を定めることができる。</p> <p>(負担区の決定等)</p> <p>第3条 (省略)</p> <p>2 市長は、前項の規定により負担区を定めたときは、当該負担区の名称、区域<u>および</u>地積を公告しなければならない。</p> <p>(負担区の事業費の額)</p> <p>第4条 負担区の事業費の額は、次<u>の各号</u>に掲げる費用の額の合計額とする。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(各受益者の負担金の額)</p> <p>第6条 受益者が負担する負担金の額は、負担区の負担金の総額を当該</p>

改正案	現 行
<p>負担区の地積で除して得た額（以下「単位負担金額」という。）に当該受益者が第8条の公告の日現在において所有し、<u>又は</u>地上権等を有する土地で同条の規定により公告された区域内のものの面積を乗じて得た額とする。</p> <p>（負担区の事業費の予定額等の決定等）</p> <p>第7条 市長は、負担区に係る事業に着手する前に、当該負担区に係る事業費<u>及び</u>単位負担金額の予定額を定め、これらを公告しなければならない。</p> <p>（負担金の賦課<u>及び</u>徴収）</p> <p>第9条 （省略）</p> <p>2 （省略）</p> <p>3 市長は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく当該負担金の額<u>及び</u>その納付期日等を受益者に通知しなければならない。</p> <p>4 （省略）</p> <p>（負担金の徴収猶予）</p> <p>第10条 市長は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合には、負担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1) 受益者が当該負担金を納付することが困難であり、かつ、その現に所有し、<u>又は</u>地上権等を有する土地等の状況により、徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるとき。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>（負担金の減免）</p> <p>第11条 国<u>又は</u>地方公共団体が公共の用に供している土地については</p>	<p>負担区の地積で除して得た額（以下「単位負担金額」という。）に当該受益者が第8条の公告の日現在において所有し、<u>または</u>地上権等を有する土地で同条の規定により公告された区域内のものの面積を乗じて得た額とする。</p> <p>（負担区の事業費の予定額等の決定等）</p> <p>第7条 市長は、負担区に係る事業に着手する前に、当該負担区に係る事業費<u>および</u>単位負担金額の予定額を定め、これらを公告しなければならない。</p> <p>（負担金の賦課<u>および</u>徴収）</p> <p>第9条 （省略）</p> <p>2 （省略）</p> <p>3 市長は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく当該負担金の額<u>および</u>その納付期日等を受益者に通知しなければならない。</p> <p>4 （省略）</p> <p>（負担金の徴収猶予）</p> <p>第10条 市長は、次の各号の<u>一に</u>該当する場合には、負担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1) 受益者が当該負担金を納付することが困難であり、かつ、その現に所有し、<u>または</u>地上権等を有する土地等の状況により、徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるとき。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>（負担金の減免）</p> <p>第11条 国<u>または</u>地方公共団体が公共の用に供している土地について</p>

改正案	現 行
<p>負担金を徴収しないものとする。</p> <p>2 市長は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する受益者の負担金を減免することができる。</p> <p>(1) 国<u>又は</u>地方公共団体が公用に供し、<u>又は</u>供することを予定している土地に係る受益者</p> <p>(2) 地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者</p> <p>(3) 国<u>又は</u>地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) 事業のため土地、物件、労力<u>又は</u>金銭を提供した受益者</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(事業費等の確定等)</p> <p>第12条 市長は、当該負担区に係る事業が終了したときは、遅滞なく当該負担区に係る事業費<u>及び</u>単位負担金額を確定し、これらを公告しなければならない。</p> <p>(負担金の精算)</p> <p>第13条 市長は、前条の規定により公告された当該負担区に係る単位負担金額を基礎として負担金の額を確定し、その確定した額と第9条第1項の規定により定めた負担金の額との間に差額があるときは、遅滞なくその差額に相当する金額を受益者から追徴し、<u>又は</u>受益者に還付しなければならない。</p> <p>2 前条の規定により公告された当該負担区に係る事業費<u>及び</u>単位負担金額の確定額が第7条の規定により公告された当該負担区に係る</p>	<p>は負担金を徴収しないものとする。</p> <p>2 市長は、次の各号の<u>一に</u>該当する受益者の負担金を減免することができる。</p> <p>(1) 国<u>または</u>地方公共団体が公用に供し、<u>または</u>供することを予定している土地に係る受益者</p> <p>(2) 国<u>または</u>地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者</p> <p>(3) 国<u>または</u>地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) 事業のため土地、物件、労力<u>または</u>金銭を提供した受益者</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(事業費等の確定等)</p> <p>第12条 市長は、当該負担区に係る事業が終了したときは、遅滞なく当該負担区に係る事業費<u>および</u>単位負担金額を確定し、これらを公告しなければならない。</p> <p>(負担金の精算)</p> <p>第13条 市長は、前条の規定により公告された当該負担区に係る単位負担金額を基礎として負担金の額を確定し、その確定した額と第9条第1項の規定により定めた負担金の額との間に差額があるときは、遅滞なくその差額に相当する金額を受益者から追徴し、<u>または</u>受益者に還付しなければならない。</p> <p>2 前条の規定により公告された当該負担区に係る事業費<u>および</u>単位負担金額の確定額が第7条の規定により公告された当該負担区に係る</p>

改正案	現 行
<p>事業費及び単位負担金額の予定額を<u>超える</u>場合において、その差額が少ないと市長が認めるときは、前項の規定による精算をしないことができる。</p> <p>3 (省略)</p> <p>(受益者に変更があつた場合の取扱い)</p> <p>第14条 第8条の公告の日後、受益者の変更があつた場合において、当該変更に係る当事者の一方<u>又は</u>双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となつた者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第9条第1項の規定により定められた額<u>及び</u>前条第1項の規定により受益者から徴収すべき金額のうち当該届出の日までに納付すべき時期に<u>至つて</u>いるものは、従前の受益者が納付するものとする。</p> <p>(補則)</p> <p>第16条 (省略)</p>	<p>る事業費および単位負担金額の予定額を<u>こえる</u>場合において、その差額が少ないと市長が認めるときは、前項の規定による精算をしないことができる。</p> <p>3 (省略)</p> <p>(受益者に変更があつた場合の取扱い)</p> <p>第14条 第8条の公告の日後、受益者の変更があつた場合において、当該変更に係る当事者の一方<u>または</u>双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となつた者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第9条第1項の規定により定められた額<u>および</u>前条第1項の規定により受益者から徴収すべき金額のうち当該届出の日までに納付すべき時期に<u>いたつて</u>いるものは、従前の受益者が納付するものとする。</p> <p>(市長への委任)</p> <p>第16条 (省略)</p>